

60歳代を楽しく過ごすための お金との向き合い方

合同会社フィンウェル研究所 代表
野尻 哲史

第25回

嫌な話ですけど、
認知症対策どうします？

1 認知症になったらどうします？

もし認知症になったら、どのようにお金と付き合っていけばよいのでしょうか。多くの場合、「それ、本当に大変だと思う。財産をどう管理すればいいのかについても検討しないと……」と悩まれるものの、「すぐに対策を取る」という方は少ないはずです。実は私もそうです。大変だということは理解していても、「まだ先の話だし、そもそも認知症になるかどうか分からないから」と、内心やらないことを正当化しています。

2024年5月に厚生労働省が公開した資料によると、60歳代後半の認知症有病率は1%台と低いのですが、80歳代前半になると一気に16%台まで高まります。しかも、それと同等以上の比率で「軽度認知症」もありますから、80歳代前半では3人に1人以上が認知症に直面します〔図表1〕。

それでも自分ごととならないのは、残りの6割がその段階でも認知症を発症していないからでしょう。しかも全体の約7割を占める

アルツハイマー型の認知症は、記憶障害がゆっくり進行すると言われ、予備軍からの進行速度の遅延や、認知症の中でも部分的に改善傾向が見られることがあるなど、人によって症状が分かります。

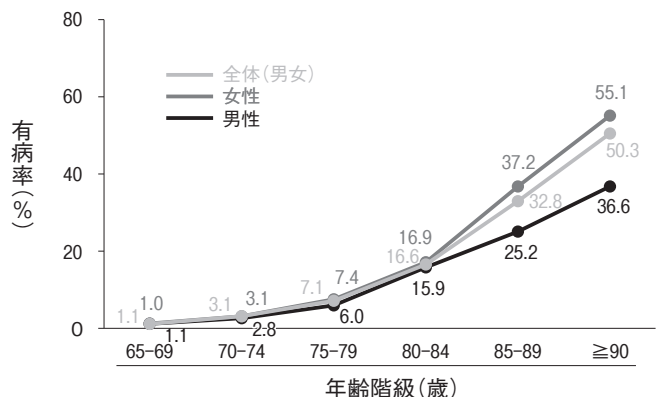
こうした背景もあり、多くの人が「自分は大丈夫だろう」という非合理的な希望や期待を抱きがちです。これは行動経済学でいうところの「主観確率行動バイアス」なのでしょうか。

2 成年後見制度の厳しい現状

認知症の診断が下されると、本人による契約関係や金融資産の管理が認められなくなることから、「認知症発症＝金融取引停止」となります。そこで、その人に代わって財産の管理を行う成年後見制度があります。

成年後見制度には、大きく分けて任意後見制度と法定後見制度の二つがあります。前者は本人が自分で決められるうち

〔図表1〕 年齢階級別の認知症有病率（2022年時点）



〔資料〕「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金、九州大学二宮利治教授）より厚生労働省にて作成

に、将来認知症が発症したときの任意後見人を選んでおいて、自分の代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。後者は、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（症状によって補助、保佐、後見の3種類に分類）が、本人の利益を考慮して代理業務を行います。

その利用状況は、厚生労働省の「成年後見制度の現状」（2024年4月）によると、2023年12月末の時点で任意後見制度が2773件、法定後見制度は後見が17万8759件、保佐が5万2089件、補助が1万5863件、合計で24万9484件となり、件数ベースでは、全体の約99%が法定後見制度を利用しています。

厚労省によると、認知症の患者数は、2012年時点の推計で約462万人、その段階の2025年予測は約700万人です。成年後見制度を利用している人が25万人弱で、認知症患者数が700万人であれば、利用率は3.5%程度にとどまります。

成年後見制度の利用が進まない理由の一つとして、報酬の問題があると言われています。前述の資料によると、成年後見制度にかかる費用は、鑑定費用等の初期費用が5万～11万円、月額報酬が後見する資産の規模によって2万～6万円とされており、年間で40万～50万円の負担となります。かなり高いと感じます。

成年後見人の側から見ると、安易に請け負うのは難しいともいわれます。現状、成年後見制度は非常に負担のかかる作業を強いており、財産管理だけでなく、身上監護や親族の対応等、事案によっては

さらに困難となる場合もあります。

資産運用を継続するかという視点で見ると、法定後見制度の場合、家庭裁判所が申し立てを受けて決定するため、後見人が資産運用をすることは、現実的に不可能です。家庭裁判所が求めているのは財産の管理で、それは今の財産を保持しつつ、必要に応じて引き出すなど、一定程度のものに限られています。任意後見制度であれば、契約に基づいて資産運用も後見の範囲に入れることは可能ですが、後見人に資産運用に関する能力が十分備わっているとは言えません。また、その責任も取れないことから、実務上は受け入れていません。

3 金銭信託の活用

認知・判断応力低下に備え、事前に考えられる金融商品・金融サービスとして、金銭信託や家族信託、家族サポート証券口座などがあります【図表2】。

(1) 金銭信託（商事信託）

高齢になっても有価証券の運用を続けながら、万一認知症になった際に資金が凍結されないよう備えるものの代表格として、信託銀行が取り扱う金銭信託（商事信託）があります。これは、委託者（本人）が金銭を受託者（信託銀行）に信託し、健常時は本人の要請によって払い出しつつ、認知症の発症など、万一の際にはあらかじめ契約を結んだ代理人（家族）が代理権を行使して、本人のための支払えるようにしたものです。仮に認知症と

〔図表2〕 家族サポート証券口座、家族信託、成年後見制度の比較

	家族サポート証券口座	家族信託	法定後見 (本人の認知判断能力が 不十分になった場合)	任意後見
法的根拠	民法	信託法	民法	任意後見契約法
代理人・受託者	配偶者及び直系卑属（例外的に兄弟姉妹・甥姪）	三親等内親族など	弁護士等が多い (家庭裁判所が選任)	本人が希望する者 (親族等)
契約書	任意代理に基づく契約書 (本人-代理人)	信託契約書 (委託者-受託者)	— (裁判所への申立て)	任意後見契約書
公正証書	必要	必要	— (裁判所における審判)	必要
代理権の発効時期	代理取引開始届提出後	信託契約締結後	後見開始の審判	任意後見監督人の選任後
監督人	不要	不要	不要 (後見人が親族の場合は、 監督人が選任される場合がある)	必要
売却・換金	可	可	可	可
運用	可	可	不可	不可
手続き費用	公正証書作成に係る費用	信託契約書及び公正証書作成に係る費用	申立て費用 後見人等の継続報酬	申立て費用 後見監督人の継続報酬

出所：『「家族サポート証券口座」について』、日本証券業協会、2025年2月

診断された場合であっても、資産自体は凍結されず、家族が勝手に引き出すような経済虐待も回避できます。

ただ、「使いながら運用する」には使えません。資産は全て金銭で信託され、認知症発症前から金銭信託を使う場合、保有する有価証券をその時点で全て売却することになります。つまり、運用については断念せざるを得ないのです。

(2) 家族信託

金銭信託は、受託者が信託銀行等で受託業務を生業にすることから「商事信託」と呼ばれているのに対し、本人を「委託者」として、家族を「受託者」とする信託契約で行われるのが「民事信託」です。家族が受託者なので、通称「家族信託」と呼ばれています。

家族信託の大まかな流れは、①目的や内容を決める、②信託契約書を作成し公正証書にする、③信託財産を受託者に名義変更する、④金銭を信託するための銀行口座を開設する（信託口座でなくても制度上可能）となります。

家族信託の特徴は、自由度が高いことです。そのため、本人の認知・判断能力が低下しても、家族がその資産を管理し、受益者である本人またはその配偶者等のために資産を活用できる点が、家族信託のメリットとして挙げられています。つまり、家族が資産運用を続ける制度上の枠組みが整っているということです。

こうしたメリットがある一方で、制度上の自由度が大きいことから、契約そのものが多様かつ複雑になりがちです。結果、司法書士や弁護士など、多岐にわた

る関係者が関与する関係で、コストが嵩^{かさ}みがちになっています。そのため、利用対象者も富裕層が大半を占めます。最近では契約書の作成事務をDX化し、コストを削減するサービスも登場していますが、それでも総じてコストは高くなります。

また、家族信託であっても、有価証券を売却しなければならないケースがあります。制度上、有価証券の保有自体は可能ですが、例えば個別株式について、信託銀行等では取り扱いができず、また家族信託を扱っていない金融機関もあり、さらに受託者（家族）が資産運用に慣れていないケースもあるでしょう。

(3) 家族サポート証券口座

証券会社でも、認知・判断能力が低下した本人に代わり、家族が資産運用を継続するための環境が整ってきました。一部の証券会社では、既に予約型代理人サービスが提供されています。これは、本人と代理人（家族）の間で合意の上、認知症になる前に代理人に対し、認知症発症後の資産の引き出し、解約、売却取引の代理権付与を予約する制度です。そのため、資産を取り崩すことが可能であり、本人も認知症を発症するまでの間は、通常通り取引を行うことが可能です。

2025年2月、日本証券業協会は認知・判断能力の低下した顧客であっても、資産運用を続けられるサービスとして、「家族サポート証券口座」を開発し、会員の証券会社が採用できるようにしました。この口座では、引き出しや解約・売却のほか、追加投資以外の乗り換えの買いも可能となります。退職世代のニーズは資産の取り崩し（＝売却）ですが、リバランスや次世代につなげる金融商品への乗り換えニーズもあり、解決策の一つとして注目されそうです。

4 金融リテラシーの重要性

民間の金融サービスにおいては、問題は大きく2点に集約されると思います。

1点目は、対象が相対的に弱者である高齢顧客だけに、従来以上に顧客本位であることが求められる点です。顧客の側としても、顧客本位の業務運営を行っている金融機関を選ぶ目を持つことが必要となります。もう1点は、資産の運用を継続してくれる家族に対し、早いうちから十分な金融リテラシーを身に付けておくよう言い聞かせることです。そう考えると、60歳代のわれわれに残された時間はあまりないのかもしれない。

のじり さとし

1959年生まれ。国内外の証券会社調査部を経て、2006年から大手外資系運用会社で投資啓蒙活動を行う。2019年5月の定年を機に合同会社フィンウェル研究所を設立し、代表に。資産の取り崩し、地方都市移住、勤労などに特化した啓蒙活動をスタート。日本証券アナリスト協会検定会員、日本FP学会、行動経済学会などの会員。2024年4月より金融審議会市場制度ワーキング・グループ委員。著書に『100歳まで生きて資産を枯渇させない方法』（幻冬舎）、『60代からの資産「使い切り」法 今ある資産の寿命を伸ばす賢い「取り崩し」の技術』（日本経済新聞出版）、『IFAとは何者か〜アドバイザーとプラットフォームのすべて』（金融財政事情研究会）、『老後の資産形成をゼッタイ始める!と思える本』（扶桑社）、『定年後のお金』（講談社+α新書）、『脱老後難民 英国流資産形成アイデアに学ぶ』（日本経済新聞出版社）など多数。